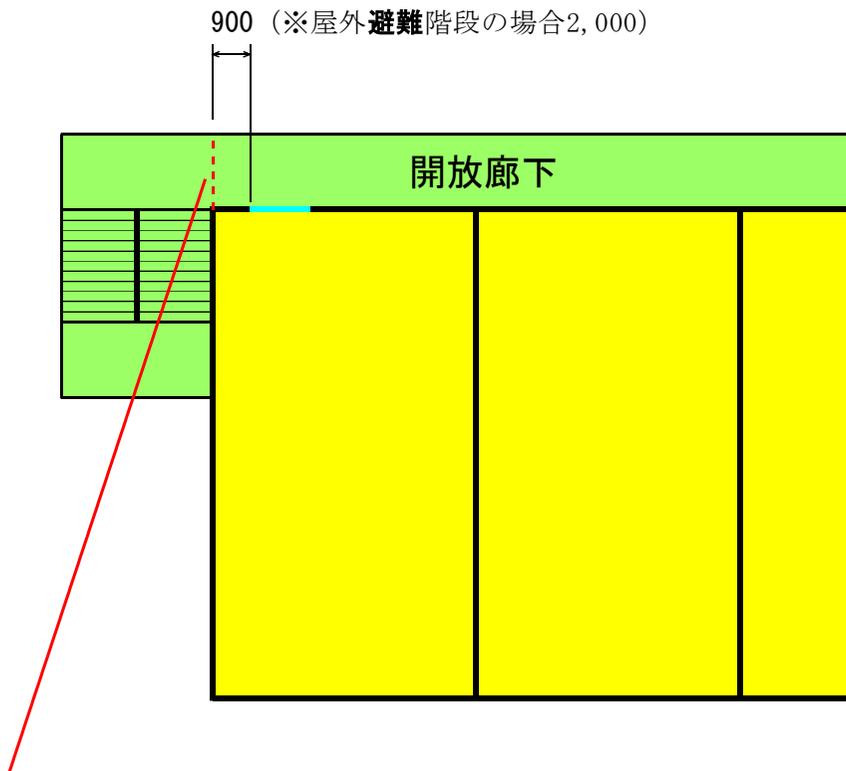


開放廊下(片廊下)から通ずる屋外階段・屋外避難階段の区画



天井面から下方に突出した垂れ壁を設ける (※屋外避難階段の場合)

●昭和44年7月4日住指発第259号

火災時に発生する煙が階段の部分に流入しない構造とする必要があるため、**屋外避難階段(令第123条第2項で規定)と開放廊下の接続部分**には排煙上有効な**垂れ壁**による区画等を要する。

※「建築確認申請等の手引 兵庫県」参考

●堅穴区画 (令第112条第11項)

直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分との**堅穴区画は必要ない**。